

審査基準（公表用）

様式第3号
所管部（局）・課 県土整備部建設・技術課

法令名	宅地造成及び特定盛土等規制法				法令番号	昭和36年法律第191号		
手続名	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可及び変更許可				根拠条項	第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項、第35条第1項		
審査基準	<p>宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域における宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可については、法令に定めるもののほか、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等の手引」の定めるところによる。</p> <p>○受付機関（標準処理期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事を行う土地の所在地が佐賀市、鳥栖市、伊万里市、玄海町、大町町の場合 佐賀県県土整備部建設・技術課（30日） 工事を行う土地の所在地が上記以外の市町の場合 工事を行う土地の所在地が属する各市町（40日） ※2以上の市町の区域にまたがる場合を除く 							
受付機関	建設・技術課 市町（15市町）	処理機関	建設・技術課	交付機関	建設・技術課	標準処理期間 30～40日 標準経由期間 上記に含む 日	目次 No.	